

令和7年度始良・伊佐地域農産物エシカル消費拡大事業 仕様書

1 業務の趣旨

消費者に対し、生産者の環境や社会に配慮した取組（ストーリー・思い）を伝えることを通じて、「エシカル消費」の理解を深めてもらい、始良・伊佐地域（始良市・霧島市・湧水町・伊佐市）で生産された農産物の購買行動を促進する。

2 委託期間

令和8年2月27日(金)まで

3 業務の概要

- (1) 始良・伊佐地域の農家の紹介を主とした内容で、農家に対する共感及び農家の環境や社会に配慮した取組みの理解につながるPR動画を制作し、インターネット媒体等で広告運用する。
- (2) 広告視聴や始良・伊佐地域の農産物の利用を増加させるプレゼント企画を行うとともに、エシカル消費に係る意識調査を行う。

4 実施方法及び内容

(1) PR動画の制作

企画コンセプトに基づき、企画、撮影、編集までの一連の業務を行うものとする。

ア 動画は以下のとおりとする。

(ア) 仕様：3～5分程度の動画を7本程度

(イ) 内容：始良・伊佐地域内の農家の紹介や、エシカル消費の概念等を伝えるものであること。

イ 取材対象農家や撮影内容等の選定にあたっては、事前に県との協議の上、決定すること。

ウ 対象地域：始良市・霧島市・湧水町・伊佐市

エ 制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、撮影許可申請等の各種手続きは受託者において行うこと。

オ 完成までに、県による内容確認及び修正指示の機会を複数回設けること。

カ 動画は、インターネット媒体での公開のほか、他の広報事業でも広く活用できる内容とする。

(2) PR動画の広告運用

ア (1)で完成した動画をインターネット媒体（バナー、動画プラットフォーム、SNS等）の活用等により広告運用すること。

イ 事業の目的が達成できるよう、ターゲットや広告配信の目標を具体的に設定すること。視聴者の状況（視聴者数、年齢層、地域等）について、分析を行い逐次報告すること。

(3) プレゼント企画の実施

プレゼント企画の運営、募集、決定、発送までの一連の業務を行うこととする。

ア PR動画の視聴や始良・伊佐地域の農産物の利用を増加させるため、プレゼント企画を行うこと。

イ プレゼントに用いる商品は、環境や社会に配慮して生産された農産物等とし、県と協議の上、決定すること。

ウ 当選者については、募集終了後、県と抽選方法等について協議し決定すること。

エ 応募者に対してはメールアドレス等の個人情報を得ることとし、今後の情報発信に利用することの了解を得ること。

(4) 意識調査の実施

消費者のエシカル消費に係る意識調査を行うこと。

ア エシカル消費の認知度を数値で示すこと。

イ 調査結果は、始良・伊佐地域の農産物の消費拡大を図るため、事業実施後のマーケティング資料として活用できる内容とすること。

5 成果の納品及び報告

(1) 成果品

ア 委託事業の実施内容をまとめた報告書

イ 委託事業において作成した広告素材（動画、ポスター等）の成果品及びデータ

ウ 報告書の電子データ

(2) 納品期限

令和8年2月27日(金)

6 著作権等

(1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該著作物の引渡し時に、県へ無償で譲渡すること。

(3) 県は、成果物が著作物に該当する場合又は該当しない場合にかかわらず、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。

(4) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(5) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保障し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 本業務で取得した写真、映像データについての著作権は県に帰属しそのデータ等はCDR等で

県に提出する。

- (7) 受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、県の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

7 その他

- (1) 受託者は、県と密に連携を図りながら 事業実施に取り組むこと。
- (2) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定する。
- (3) 企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、県と調整の上実施すること。
- (4) 本仕様で定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。